ID:　104

担当部署:　市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	喫煙禁止区域に係る過料
例規名 根拠条項	芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例　第21条第1項
例規番号	平成19年条例第13号

【根拠条文】

（過料）

第21条　第9条の規定に違反して喫煙禁止区域内の公共の場所において喫煙した者は、5万円以下の過料に処する。

2　市長は、前項の規定に基づき過料を科するための手続その他の行為をその指定する職員に行わせることができる。

【基準】

根拠条文及び芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例施行規則第5条の規定による。

（過料）

第5条　条例第21条第1項の規定による過料を科すときは、あらかじめ告知・弁明書（様式第3号）により告知し、弁明の機会を付与する。

2　条例第21条第1項の規定による過料を科すときは、過料処分通知書（様式第4号）により行う。

3　条例第21条第1項の規定により処する過料の額は、2,000円とする。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日